

**香川県条例第7号**

香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 (香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～570の3 略				1～570の3 略			
<u>571 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項から573の項までにおいて「法」という。)第12条第1項又は第30条第1項の工事許可申請手数料</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合</u> <u>盛土又は切土をする土地の面積の合計</u>			<u>571から573まで</u> <u>削除</u>			
	500平方メートル以下	1件	16,000円				
	500平方メートルを超え	1件	27,000円				
	1,000平方メートル以下						
	1,000平方メートルを超え	1件	39,000円				
	2,000平方メートル以下						

<u>2,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>59,000円</u>
<u>3,000平方メートル以下</u>		
<u>3,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>69,000円</u>
<u>5,000平方メートル以下</u>		
<u>5,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>97,000円</u>
<u>1万平方メートル以下</u>		
<u>1万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>152,000円</u>
<u>2万平方メートル以下</u>		
<u>2万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>231,000円</u>
<u>4万平方メートル以下</u>		
<u>4万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>359,000円</u>
<u>7万平方メートル以下</u>		
<u>7万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>50万円</u>
<u>10万平方メートル以下</u>		
<u>10万平方メートルを超える</u>	<u>1件</u>	<u>639,000円</u>
<u>場合</u>		
<u>土石の堆積に関する工事の場合</u>		
<u>土石の堆積をする土地の面積の</u>		

合計		
<u>500平方メートル以下</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>
<u>500平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>14,000円</u>
<u>1,000平方メートル以下</u>		
<u>1,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>16,000円</u>
<u>2,000平方メートル以下</u>		
<u>2,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>22,000円</u>
<u>3,000平方メートル以下</u>		
<u>3,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>3万円</u>
<u>5,000平方メートル以下</u>		
<u>5,000平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>37,000円</u>
<u>1万平方メートル以下</u>		
<u>1万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>43,000円</u>
<u>2万平方メートル以下</u>		
<u>2万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>58,000円</u>
<u>4万平方メートル以下</u>		
<u>4万平方メートルを超え</u>	<u>1件</u>	<u>8万円</u>

	<u>7万平方メートルを超え10万平方メートル以下</u> <u>10万平方メートルを超える</u> <u>場合</u>	<u>1件</u>  <u>1件</u>	<u>116,000円</u>  <u>14万円</u>						
<u>572 法第16条</u> <u>第1項又は第</u> <u>35条第1項の</u> <u>工事計画変更</u> <u>許可申請手数料</u>	<u>宅地造成又は特定</u> <u>盛土等に関する工</u> <u>事の場合</u>	<u>1件</u>	<u>変更許可申請1件に</u> <u>つき、次に掲げる額</u> <u>を合算した額。ただ</u> <u>し、その額が</u> <u>639,000円を超える</u> <u>ときは、その手数料</u> <u>の額は、639,000円</u> <u>とする。</u> <u>ア 宅地造成又は</u> <u>特定盛土等に関</u> <u>する工事の設計</u> <u>の変更（イのみ</u> <u>に該当する場合</u> <u>を除く。）につ</u> <u>いては、盛土又</u> <u>は切土をする土</u> <u>地の面積（イに</u> <u>規定する変更を</u> <u>伴う場合にあっ</u> <u>ては変更前の盛</u> <u>土又は切土をす</u> <u>る土地の面積、</u> <u>盛土又は切土を</u> <u>する土地の縮小</u> <u>を伴う場合に</u> <u>あつては縮小後</u> <u>の盛土又は切土を</u>						

			<p>する土地の面積)  に<u>応じ571の項</u>  に<u>規定する額に</u>  <u>10分の1を乗じ</u>  <u>て得た額</u></p> <p><u>イ 新たな土地の</u>  <u>盛土又は切土を</u>  <u>する土地への編</u>  <u>入に係る宅地造</u>  <u>成又は特定盛土</u>  <u>等に関する工事</u>  <u>の設計の変更</u>  <u>については、新</u>  <u>たに編入される盛</u>  <u>土又は切土をす</u>  <u>る土地の面積に</u>  <u>応じ571の項に</u>  <u>規定する額</u></p> <p><u>ウ その他の変更</u>  <u>については、1</u>  <u>万円</u></p> <p><u>変更許可申請1件に</u>  <u>つき、次に掲げる額</u>  <u>を合算した額。ただ</u>  <u>し、その額が14万円</u>  <u>を超えるときは、そ</u>  <u>の手数料の額は、14</u>  <u>万円とする。</u></p> <p><u>ア 土石の堆積に</u>  <u>関する工事の設</u>  <u>計の変更（イの</u>  <u>みに該当する場</u>  <u>合を除く。）に</u>  <u>ついては、土石</u>  <u>の堆積をする面</u></p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

土石の堆積に関する工事の場合

1件

			<p>積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ571の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ571の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、1万円</p>						
573 法第18条第1項又は第37条第1項の	盛土又は切土をする土地の面積の合計								

中間検査申請 手数料	2万平方メートル以下	1件	5,000円
	2万平方メートルを超え4万平方メートル以下	1件	1万円
	4万平方メートルを超え7万平方メートル以下	1件	2万円
	7万平方メートルを超え10万平方メートル以下	1件	36,000円
	10万平方メートルを超える場合	1件	51,000円
573の2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の適合証明書交付手数料		1件	400円
574～598 略			

備考  
略

574～598 略			
-----------	--	--	--

備考  
略

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 略	第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第2（第3条関係）

書類	市町
1～35 略	
36 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
36の2 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市町（高松市を除く。）
37 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による申請等に係る書類で教育委員会規則で定めるもの	略

別表第2（第3条関係）

書類	市町
1～35 略	
36 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
37 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による申請等に係る書類で教育委員会規則で定めるもの	略

## 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。